

議 案 第 82 号

松戸市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成26年2月21日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

小児医療の機能を強化する等のため診療科目を追加するとともに、地方公営企業法その他関係法令の改正による地方公営企業会計基準の見直しに伴い、資本剰余金の処分に係る規定を削除するため。

松戸市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

松戸市病院事業の設置等に関する条例（昭和43年松戸市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項の表国保松戸市立病院の欄中

「脳神経外科

「救急科

「脳神経外科」を「小児脳神経外科」に、「救急科」を「病理診断科」に改め、同表松戸市立福祉医療センター東松戸病院の欄中

「精神科

「精神科」を「歯科口腔外科」に改める。

第7条第2項を削る。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。